

農業経営収入保険への加入に向け、 青色申告を始めましょう！



【農業経営収入保険制度の概要】

自然災害に加え、価格低下による収入減少も補てん

補てんの対象となるのは、農産物の販売収入全体

加入するかどうかは、農業者の選択（任意加入）

農業者の収入は、青色申告書類で確認

【新たに青色申告をはじめめる方のスケジュール】

*個人農業者の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目
青色申告	3月15日までに 税務署に 青色申告 承認申請書 (1枚)を提出	3月15日までに 税務署に 青色申告	3月15日までに 青色申告	3月15日までに 青色申告
収入保険		秋頃 加入申請 年末 保険料等納付	1~12月 収入算定 期間	保険金等 の請求・ 支払

新規に農業を始めた場合や、相続により事業を継承した場合は別に申請時期が定められています。

青色申告の詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください。



青森県農林水産部団体経営改善課

TEL 017-734-9459 FAX 017-734-8138